

生駒市立幼稚園給食用弁当調理・配送業務事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

保育ニーズが多様化し、こどもの人数も減少していく中、生駒市公立幼稚園は、利用する園児数が年々減少している。幼稚園再編に係る基本方針の策定に伴うアンケートを実施した結果、毎日のお弁当づくりが保護者の負担となっていることが分かった。弁当の配送事業は、設備の改装や人件費を必要とせず早急に導入できる。利用を希望する保護者負担を減らす、多様化する保育ニーズに応え共働き家庭に幼稚園を選択してもらい待機児童を減らす一助とするものである。

(2) 業務内容

別紙「生駒市立幼稚園給食用弁当調理・配送業務仕様書」に基づき下記の業務を行う

- ① 生駒市立幼稚園のこども及び職員の弁当調理
- ② 弁当の各園への配送

(3) 業務期間

契約締結～令和11年6月30日（長期継続契約）

令和8年7月初めの週から弁当の配送を開始すること。

2 応募資格

応募できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 本市から入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。
- ③ 健全な財政状況であり、納付すべき税を滞納していないこと。
- ④ 生駒市暴力団排除条例（平成23年生駒市条例第29号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員の統制の下にない、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- ⑤ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、本事業に関する「営業許可証の交付」を受けていること。
- ⑥ 食品衛生法に基づく営業停止又は営業禁止処分を受けていないこと。

3 質問の受付及び回答

(1) 提出方法：別添の質問書（様式9）により、電子メールにて提出すること。

メールアドレス youhokodomoen@city.ikoma.lg.jp

※メールアドレス以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(2) 提出期限：令和8年4月20日（月） 15時00分まで

(3) 回答日： 令和8年4月22日（水） 15時00分から

(4) 回答方法：生駒市公式ホームページで回答する。

4 書類の作成及び提出

事業に応募しようとする者は、次に規定する書類等を作成し、下記提出期限までに、持参により提出すること。

(1) 提出書類

- ① 生駒市立幼稚園給食用弁当調理・配送業務事業者参加申請書【様式1】
- ② 事業者概要書【様式2】
- ③ 業務実績書【様式3】
- ④ 公募型プロポーザル参加申請に係る誓約書【様式4】
- ⑤ 誓約書（暴力団排除関係）【様式5】
- ⑥ 事業計画書【様式6】
- ⑦ 衛生管理・配送計画書【様式7】
- ⑧ 危機管理体制報告書【様式8】
- ⑨ 営業許可証の写し
- ⑩ 衛生管理についてのマニュアルもしくは衛生管理体制が確立していることので分かる書類（作業スペースに掲示しているポスターや手順書等）
- ⑪ 損害保険証券の写し、補償内容の分かるもの
- ⑫ 管理栄養士・栄養士の免許証の写し及び雇用関係書類

(2) 必要部数

提出書類の部数は8部（原本1部・副本7部）とし、A4判を原則とする。

5 提出期間等

令和8年4月15日（水）から令和8年5月1日（金）までの午前9時から午後4時30分までの間に、幼保こども園課まで持参すること。（ただし、土・日は除く。また、郵送は不可とする。なお、提出日は事前に幼保こども園課まで連絡して調整すること。）

応募書類の提出方法、提出先、提出期限が適合しないものは受付しない。

6 事業者選定方法

(1) 審査

生駒市立幼稚園給食用弁当調理・配送業務事業者選定に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）での選定を受け、本市において事業者の決定を行う。審査委員会での選定は、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（ヒアリング審査）で総合的に判断し、高い評価を得た順に1事業者を選定する。ただし、応募内容が一定の基準に満たない場合は、選定事業者なしとする。

ア 第1次審査（書類審査）

事業計画その他の内容について、書類審査を行う。

イ 第2次審査（ヒアリング審査）

事業計画や事業を行う理由等の内容についてプレゼンテーションを行い、その後、提出書類やプレゼンテーションの内容について質疑応答を行うため、質問に対応できる者が出席すること。ヒアリング審査の時間や会場等は、後日、応募事業者に通知する。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果については、応募者全員に対し書面で通知するとともに、結果の概要等について、応募者が特定されない方法により生駒市ホームページで公表する。

7 審査項目及び配点

以下のとおり審査する。

(1) 審査項目

① 事業者の概要・実績

業務実績

② 食事の内容・質

献立、栄養価、彩り、窒息予防に考慮した食材の選択や食形態の工夫、旬の食材の使用、行事食や郷土料理の提供、食材の品目数やメニューの数、アレルギー対応等

③ 安全・衛生管理

衛生管理、安全対策、配送、回収体制など

④ 危機管理・運営

緊急時の報告体制、代行業者との協力体制、損害賠償保険の加入など

⑤ 発注

利用者への配慮、事務負担への配慮

⑥ 客観的評価

価格

⑦ 提案

本市が要求する事柄の他に優れた提案があるか

(2) 配点

事業者の概要・実績	15点/280点
食事の内容・質	145点/280点
安全・衛生管理	40点/280点
危機管理・運営	10点/280点
発注	15点/280点
客観的評価	30点/280点
提案点	25点/280点

8 日程

公示	令和8年4月15日(水)
質問締切	令和8年4月20日(月)
質問への回答	令和8年4月22日(水)
応募受付締切	令和8年5月1日(金)
第1次審査	令和8年5月8日(金)
第2次審査	令和8年5月14日(木)
結果通知	令和8年5月下旬

9 失格事項

応募者又は提出された書類が、次のいずれかに該当する場合は、その応募を失格とする。

- (1) 応募書類及び添付書類が要件に適合しないもの
- (2) ヒアリング審査に出席しなかったもの
- (3) 虚偽の申請を行い、応募資格を得たもの

10 その他留意事項

- (1) 提出期限過ぎでの書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合は、応募書類を無効とする。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募書類は、生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、開示することが、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。
- (5) 提出書類等は返却しない。
- (6) ヒアリング審査では、審査委員会に出席し、事業概要の説明を行うこと。
- (7) 別途、書類の提出依頼には協力すること。
- (8) 決定した事業者は、本件に係る権利を第三者に譲渡することはできない。ただし、正当な事由により生駒市が認めた場合はこの限りではない。

1 1 担当部署（提出・問合せ先）

〒630-0288 生駒市東新町8番38号

生駒市教育部 幼保こども園課保育幼稚園係（生駒市役所 2階20番窓口）

TEL：0743-74-1111（内線 2771）※提出日は連絡して調整すること

E-mail：youhokodomoen@city.ikoma.lg.jp